

京都市告示第 2 2 5号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 7 月 1 7 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
蹴上高野線	左京区北白川下別当町34番地地先内	旧	メートル 3.40	メートル 21.95
		新	3.40	21.70
久世高田 3 号線	南区久世高田町383番地地先から 同町376番地の 2 地先まで	旧	62.10	10.00 ~ 11.39
		新	72.70	10.20 ~ 34.90

( 建設局土木管理部道路明示課 )